

特定教育・保育施設等の指導監査について

令和8年3月

目次

第一章

指導監査について

第二章

業務管理体制について

第三章

今年度実施した指導監査での主な指摘事項について

第一章 指導監査について

1. 概要

子ども・子育て支援に基づき、教育・保育給付認定保護者に対し、特定教育・保育に要した費用として支給される施設型給付費を教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設等に支払っています。このことから、特定教育・保育等の適切な提供及び施設型給付費等の支給の適正化を図るため、指導監査(以下「確認監査」という。)が行なわれています。

特定教育・保育施設等とは？

施設型給付費等に係る施設として市長の確認を受けた

- ・ 幼稚園・認定こども園・保育所
- ・ 地域型保育事業

(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)

第一章 指導監査について

2. 指導監査の種類

項目	内容	形態
指導	集団指導	各種基準等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると市が認める場合、一斉講習等の方法により実施
	実地指導	各種基準等の遵守に関して実地による書類等の閲覧、関係者との面談を実施
監査	以下に該当する場合、必要に応じ随時実施 ・運営基準の著しい違反が確認され、子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合 ・施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が疑われる場合	

第一章 指導監査について

3. 指導について

指導は、次の事項について周知徹底するとともに、過誤・不正の防止を図るために実施します。

- ・ 条例※で定める基準
- ・ 公定価格上の基準に定める特定教育・保育等の提供
- ・ 施設型給付費等の請求

※高松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

指導	集団指導	各種基準等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると市が認める場合、一斉講習等の方法により実施
	実地指導	各種基準等の遵守に関して実地による書類等の閲覧、関係者との面談を実施

第一章 指導監査について

4. 集団指導について

集団指導の内容は、次のとおり

- ・ 確認基準・指導監査等の制度説明
- ・ 実地指導における主な指摘事項
- ・ 確認基準等の改正

指導	集団指導	各種基準等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると市が認める場合、一斉講習等の方法により実施
	実地指導	各種基準等の遵守に関して実地による書類等の閲覧、関係者との面談を実施

第一章 指導監査について

5. 実地指導について

実地指導の内容

各特定教育・保育施設等において、本市職員が書類の確認を行うとともに、確認基準の遵守に関して、質問等により検査を行います。

また、実地指導に関しては、認可制度に基づく施設監査と合同で行います。

指導	集団指導	各種基準等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると市が認める場合、一斉講習等の方法により実施
	実地指導	各種基準等の遵守に関して実地による書類等の閲覧、関係者との面談を実施

第一章 指導監査について

5. 実地指導について

実地指導の流れ

1 対象施設の選定

2 実施通知

3 実地指導の実施

4 結果通知

5 改善報告書の提出

第一章 指導監査について

6. 監査について

監査は、次に示す情報を踏まえ、違反疑義の確認について、特に必要があると認められる場合に行います。

要確認情報

通報・苦情・相談に基づく情報

実地指導において 確認した情報

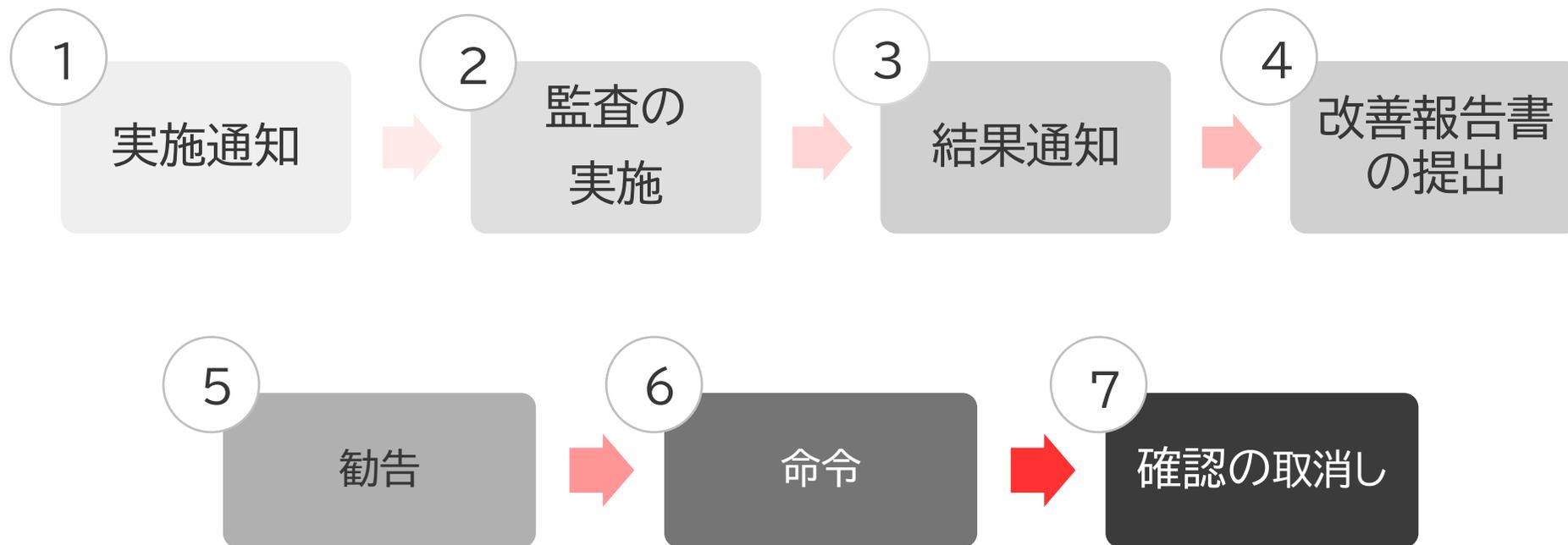
重大事故に関する情報

隠ぺい等の悪質な不正が 疑われる情報

第一章 指導監査について

6. 監査について

監査の流れ



④～⑦に関しては、結果及びその対応によって適宜行います。

第一章 指導監査について

7. 施設型給付費等の返還

監査の結果、「勧告」、「命令」又は「確認の取消し」等を行った場合において、その基となる事実が偽り、その他不正の手段により、施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、**施設型給付費等の全部又は一部について、返還**を行います。

また、「命令」、「確認の取消し」を行った施設等に対して、返還金を求める際には、その支払った額につき返還するほか、その額に**100分の40を乗じて得た額**を支払う必要があります。

第二章 業務管理体制について

1. 概要

特定教育・保育施設等の設置者は、法令遵守等の**業務管理体制の整備**が**義務**付けられています。

設置者が整備すべき業務管理体制の内容は、確認を受けている施設又は事業所（以下「施設等」といいます。）の数に応じ定められています。

また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出を行政機関に届け出ることとされています。

子ども・子育て支援法第55条及び子ども・子育て支援法施行規則第46条に基づき、施設等から届出を受けた市町村は適切な業務体制を整備していることを確認するため、書面にて検査を行います。

第二章 業務管理体制について

2. 業務管理体制として整備する内容

施設等の数	20 未満 (個人立を含む)	20 以上100 未満	100 以上
業務管理体制の内容	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（「法令遵守責任者」）の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者の選任
		業務が法令に適合することを確保するための規程（「法令遵守規程」）の整備	業務が法令に適合することを確保するための規程（「法令遵守規程」）の整備
			業務執行の状況の監査を定期的実施

第二章 業務管理体制について

3. 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

区分	届出先
設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業が 2つ以上の都道府県 に所在する場合	こども家庭庁長官
設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業が 1つの市町村内 に所在する場合 (個人立の施設を含む)	市町村長
設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業が 1つの都道府県かつ2つ以上の市町村 に所在する場合	都道府県知事

<運営基準>

1. 利用者負担額等の受領（上乗せ徴収、実費徴収） 第13条

指摘事項

・上乗せ徴収をおこなっている施設において、運営規程及び重要事項説明書の中で「諸費」として記載し、**上乗せ徴収と実費徴収の項目が分けられていない。**

（徴収される費用について保護者が上乗せ徴収なのか実費徴収なのか分からない。）

また、保護者から上乗せ徴収についての同意を書面で得ていない。

次ページへ続く

第三章 今年度実施した指導監査での主な指摘事項について

<運営基準>

1. 利用者負担額等の受領（上乗せ徴収、実費徴収） 第13条

特定負担額（上乗せ徴収）とは？

- ・ 公定価格でまかなえない教育・保育の質の向上を図るために必要な経費
(例) 平均的水準を超えた施設整備費、付加的な特別教育代（英語教育等）
国や自治体で定めた教職員配置基準を超えて配置したときの人件費

特定負担額（上乗せ徴収）を行うにあたって

- ・ 運営規定及び重要事項説明書にて、用途、金額及び支払いを求める理由について明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、書面による同意を得ること。

※私立保育所については、市町村との事前協議により承認を得ることが必要

次ページへ続く

第三章 今年度実施した指導監査での主な指摘事項について

<運営基準>

1. 利用者負担額等の受領（上乗せ徴収、実費徴収） 第13条

実費徴収とは？

- ・施設、事業所の利用において通常必要とされるものに係る経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの。

（例） 文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代、通園バス代

実費徴収を行うにあたって

- ・重要事項説明書等にて、用途、金額及び支払いを求める理由について明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、**同意**を得ること。

第三章 今年度実施した指導監査での主な指摘事項について

<運営基準>

1. 利用者負担額等の受領（上乗せ徴収、実費徴収）

各園で規定する諸費の徴収について

- ・上乗せ徴収、実費徴収どちらについても、用途、金額及び支払いを求める理由について明確に説明をお願いいたします。

想定される事案

- ・重要事項説明書等に、月額との記載がなく、保護者は、年間で徴収されるものだと思っていた。

対応策 → 徴収する料金には「月額〇〇〇円」や「〇〇〇円/月」等、単位を明確にする。

第三章 今年度実施した指導監査での主な指摘事項について

<運営基準>

2. 施設型給付費等の額に係る通知等 第14条

指摘事項

- ・法定代理受領により、特定教育・保育（特定地域型保育）に係る施設型給付費（地域型保育給付費）の支給を受けているが、教育・保育給付認定保護者に対し、**施設型給付費等の額の通知**をしていない。※私立保育所は除く

改善方法

通知の方法、時期については、内閣府が通知している

「法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について（周知）（上記のPDF）」を参照してください。

第三章 今年度実施した指導監査での主な指摘事項について

<運営基準>

3. 施設の運営に関する重要事項の掲示 第23条

指摘事項

- ・重要事項について、特定教育・保育施設の見やすい場所に、掲示はしているが、インターネット等の公衆の閲覧に供していない。

改善方法

各施設におけるウェブサイトやここdeサーチを活用し、誰もが重要事項についての情報を取得できるようにしてください。

第三章 今年度実施した指導監査での主な指摘事項について

<給付費（各種加算）>

1. 栄養管理加算

指摘事項

- ・ 栄養管理加算について、基本分単価における調理員数を満たしていないため、加算等認定（変更）申請書における「配置形態」を、配置から兼務に訂正すること。

改善方法

栄養管理加算は、各施設区分ごとに設定されている基本分単価に含まれる調理員数の充足状態や給食の実施状況によって、配置形態が異なります。施設区分における、基本分単価に含まれる職員の配置状況等を確認して、正確に報告をお願いいたします。

第三章 今年度実施した指導監査での主な指摘事項について

<給付費（各種加算）>

2. 各職員の資格所有状態の確認について

指摘事項

- ・加算申請書や加算等認定（変更）申請書に記載する資格の所有状態について、正確に記載すること。

改善方法

職員の資格の所有状態は、給付費の支給要件に多く関係しており、誤った記載がある場合、正確な給付費支給が行えません。各職員の資格証の写しを施設で保管する等、資格所有状態を管理し、資格が有効な状態になっているか確認をお願いいたします。